

第 2 2 号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

学校内の設備管理業務遂行上の過失に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 事故発生日時 令和 3 年 1 2 月 1 4 日（火）午前 1 0 時 2 5 分頃
- 2 事故発生場所 蒲郡市大塚町南向山 1 5 番地 3
蒲郡市立大塚中学校印刷室
- 3 損害賠償の相手方 蒲郡市在住の個人
- 4 事故の状況 上記日時及び場所において、相手方が、電動断裁機を使用して、断裁作業を行っていたところ、当該電動断裁機の誤作動により、相手方の左手第 2 指から第 5 指までが切断された。
- 5 損害賠償額 2 3, 3 6 8, 6 1 9 円

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。